

19 地域生活支援及び相談支援の更なる充実について

目次

01 障害者総合支援法の改正概要について

02 基幹相談支援センターによる相談支援体制の整備及び強化について

03 地域生活支援拠点等による地域移行の推進及び地域生活の継続支援について

04 (自立支援)協議会による地域課題の抽出及び支援体制整備について

05 次期障害福祉計画等の基本指針について

06 参考資料

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

第134回社会保障審議会障害者部会資料

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共生生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上阻破化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する相談支援に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小児慢性DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、2④及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日)

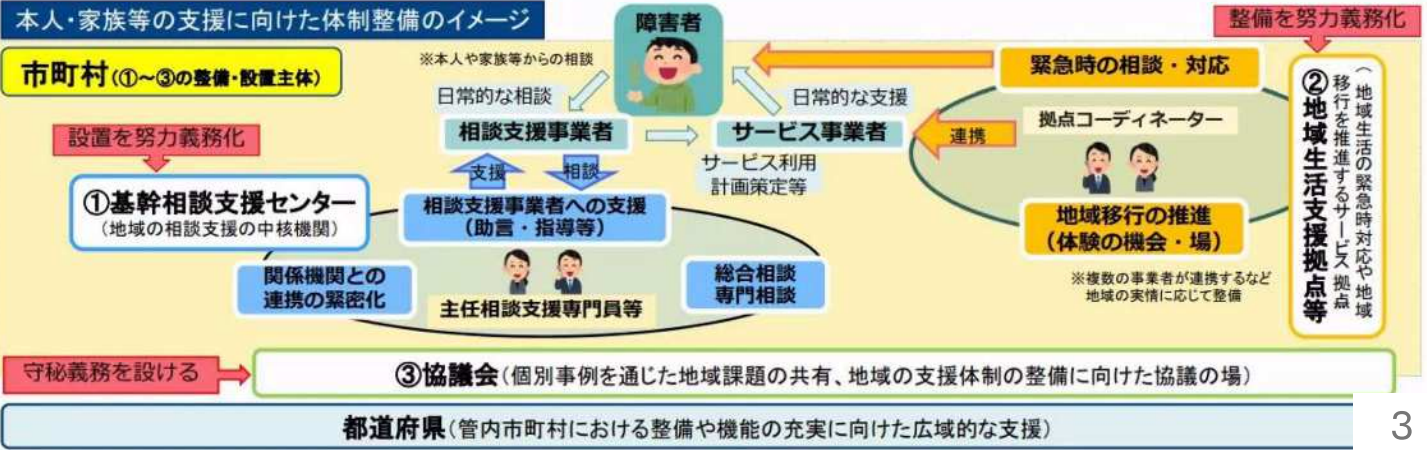
1-② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

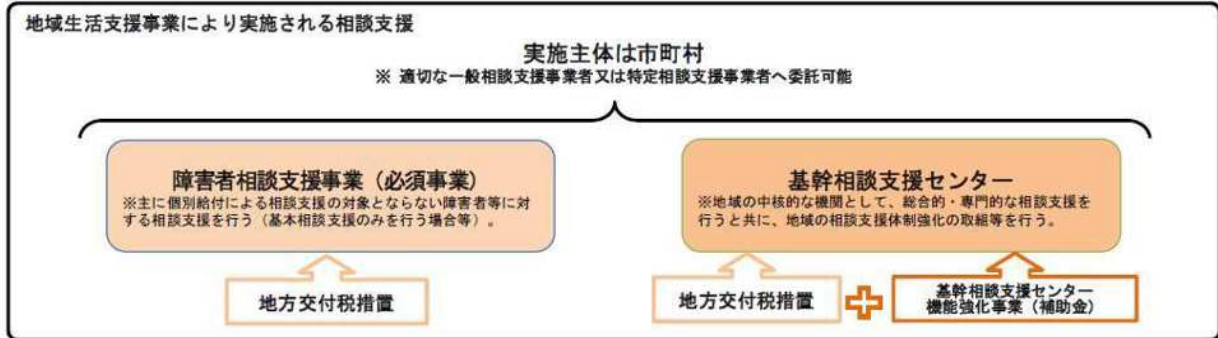
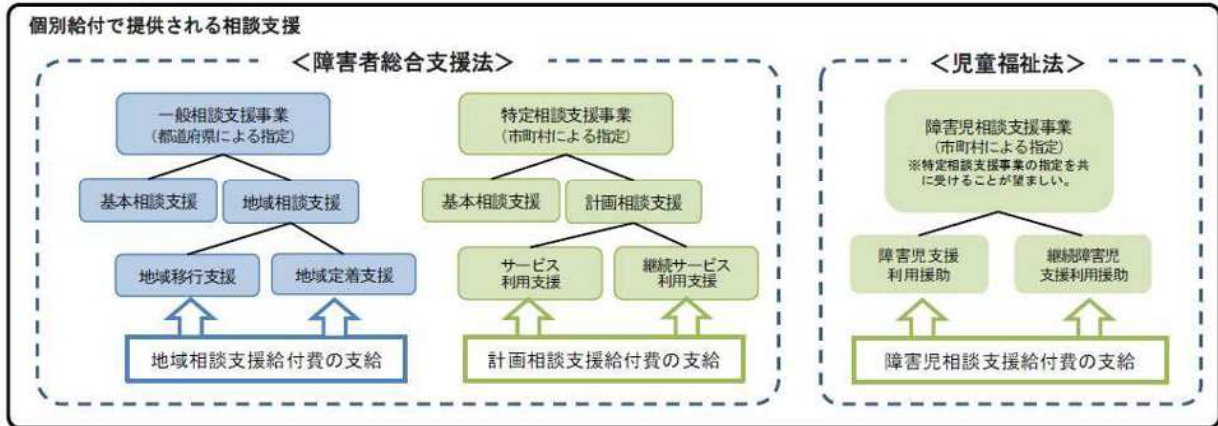
- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。



目次

- 01 障害者総合支援法の改正概要について
- 02 基幹相談支援センターによる相談支援体制の整備及び強化について
- 03 地域生活支援拠点等による地域移行の推進及び地域生活の継続支援について
- 04 (自立支援) 協議会による地域課題の抽出及び支援体制整備について
- 05 次期障害福祉計画等の基本指針について
- 06 参考資料

障害者総合支援法における相談支援事業の体系



5

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 出典：障害者相談支援事業の実施状況等について
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助 (自立支援)協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化 <p>※権利擁護・虐待防止 (虐待防止センターの受託)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% 973市町村 (R5.4) 56% 1,045市町村 (R6.4) 60% 1,147市町村 (R7.4) 66% <p>※箇所数は1,462カ所 (R7.4)</p>
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 一指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助 (情報提供、相談等) 社会資源を活用するための支援 (各種支援策に関する助言・指導) 社会生活を高めるための支援 ピアカウンセリング 権利擁護のために必要な援助 専門機関の紹介 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■全部又は一部を委託 1,554市町村 (89%) ■単独市町村で実施 1,050市町村 (60%) <p>※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)</p>
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 <p>※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10,563カ所 (R2.4) 23,729人 11,050カ所 (R3.4) 25,067人 11,472カ所 (R4.4) 26,028人 11,846カ所 (R5.4) 27,028人 12,324カ所 (R6.4) 28,661人 12,795カ所 (R7.4) 29,610人 <p>※障害者相談支援事業受託事業所数 2,191カ所 (17%)</p>
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者 (兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3,551カ所 (R2.4) 3,543カ所 (R3.4) 3,671カ所 (R4.4) 3,861カ所 (R5.4) 3,837カ所 (R6.4) 3,787カ所 (R7.4)

※本資料に掲載されている数値 (R7.4) は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

6

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるもの**とする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務) ③④が主要な「中核的な役割」
- ※ また、**都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) **新**



③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

支援者支援の目的は、地域の相談支援従事者の人材育成と質の向上を図ること。

- 各地域において「相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組」を行う。
- 具体的には、相談支援体制の強化を目的とし、日常的な支援方針等を検討する場の確保、相談支援従事者が困難事例等に対応できるような後方支援を提供する。事業所の訪問、業務への同行、事例検討などを含む。
- さらに、協議会運営への関与を行い、地域のネットワーク構築・関係機関との連携を支える役割を持つ。協議会の事務局を担い、相談支援事業者との連携を含めた地域における相談支援体制の強化への取組も含まれる。

【目的】



地域の相談支援従事者の人材育成
支援の質の向上

【主な支援内容】



- ・ 支援者への日常的な相談・助言・指導
- ・ 困難事例への後方支援
- ・ モニタリングやセルフプランの検討・検証
- ・ 相談支援事業所の訪問等

【ネットワーク作り】



- ・ 相談支援従事者研修の実習受入
- ・ (自立支援)協議会の運営への関与(相談部会等)
- ・ 地域の社会資源の把握と共有

【参考】基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

研修と実地教育(OJT)が有機的に連動した相談支援専門員養成体制の構築手法の確立のための研究(令和5年度厚生労働科学研究:相馬大祐(長野大学))

④（自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは

令和7年度障害者地域生活支援体制整備事業 資料

- 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同し協議会の事務局を担当する等、関係機関との緊密化を図る。
- 地域の相談機関との連携強化の取組（各種の相談機関等との連携会議の開催等）を行う。
- 他の地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行う。

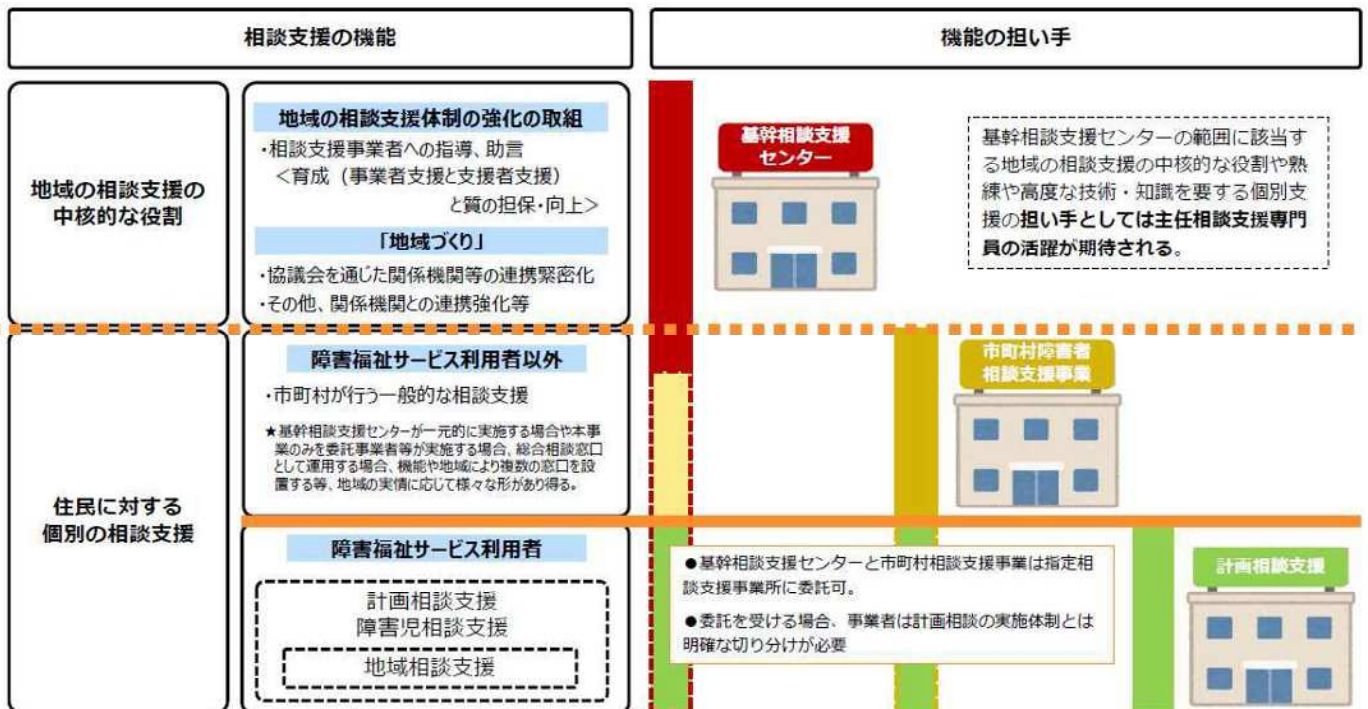


9

令和6年度相談支援従事者指導者養成研修資料

地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。



10

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金 502億の内数（501億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
 とともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

令和5年度以前	令和6年度以降（令和6年度は経過措置あり）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

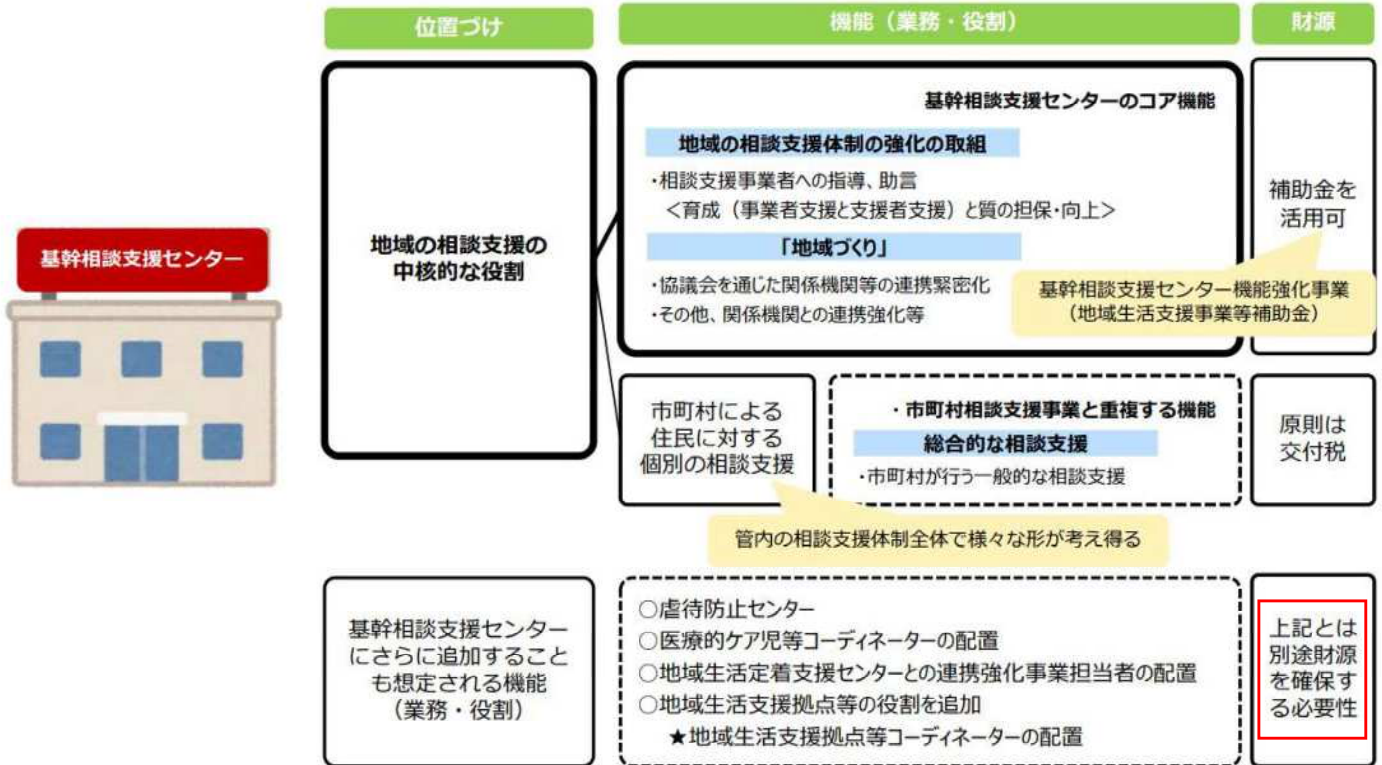
◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

基幹相談支援センター

令和6年4月1日施行の障害者総合支援法等一部改正における基幹相談支援センターの役割の一層の明確化等を踏まえ、地域の相談支援体制の強化が基幹相談支援センターにより一層促進されるよう、実施要綱を見直す。

現行	見直し
<p>2 設置主体 （1）市町村 （2）市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者を行う者又は特定相談支援事業者を行う者 ※（2）の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。</p> <p>5 人員体制 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じた、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。</p> <p>7 その他 （1）～（3）（略）</p>	<p>2 設置主体 （1）市町村 （2）市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者を行う者又は特定相談支援事業者を行う者（複数の一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者を行う者で構成する共同体も可） ※（2）の市町村以外の者が設置する場合には、法第77条の2第4項の規定に基づき、市町村に対して届出が必要となることに留意。</p> <p>5 人員体制 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等についても、相談支援従事者養成研修を修了した者であることが望ましい。 基幹相談支援センター等機能強化事業においては、「主任主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者に限る」旨規定。</p> <p>7 その他 （1）～（3）（変更なし） （4）権利擁護・虐待防止の取組は、別添1の「障害者相談支援事業」3（5）及び5を踏まえて実施するとともに、協議会等を通じて権利擁護・虐待防止に関する普及啓発等の取組を実施するよう努めること。 また、基幹相談支援センターは、障害者虐待防止法第32条に定める市町村障害者虐待防止センターの業務の一部を受託できることとなっており、当該機能を追加して虐待防止の取組を実施することも考えられる。 （5）基幹相談支援センターの機能にさらに付加するものとして、法第77条第3項第1号に規定する地域生活支援拠点等の構成機関として、緊急時に際してのコーディネーターや地域移行・地域定着の促進の取組を担うことも考えられる。（その際には、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が効果的な連携体制を確保するとともに、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等がそれぞれ担う役割を踏まえ、基幹相談支援センターの人員に加えて地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置する等により、必要な人員体制の確保を図ること。）</p>

基幹相談支援センターの役割（イメージ）



基幹相談支援センターについて（令和7年4月1日時点）

出典：障害者相談支援事業の実施状況等について

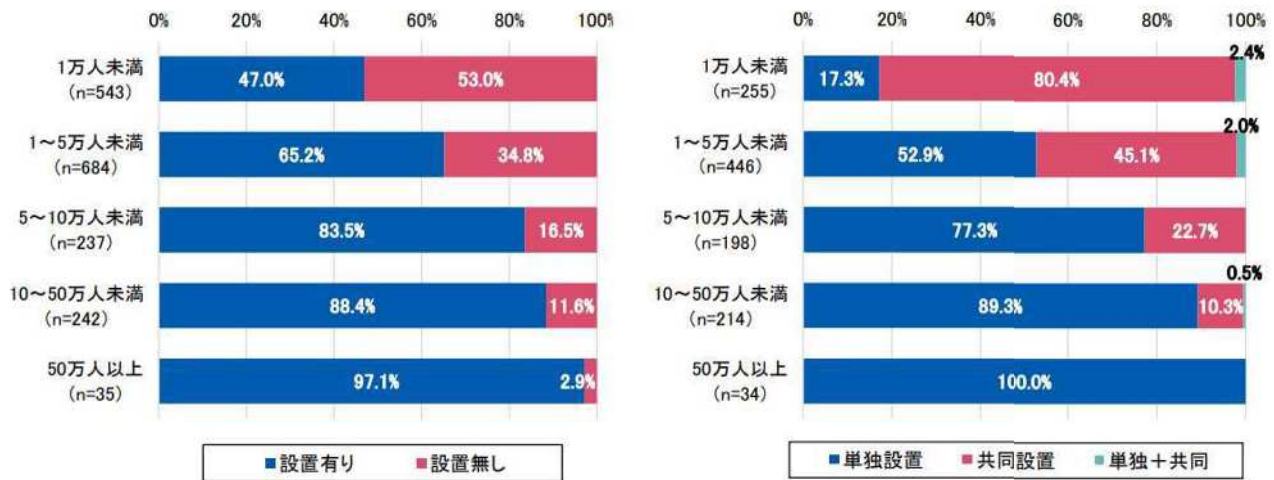


※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- 小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

市町村における基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）
（市町村数=1,741）

基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）
（実施市町村数=1,147）



※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

熊本県障がい福祉計画（基幹相談支援センター関係）

◎熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）より抜粋

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

1 相談支援体制の充実・強化等

各市町村または圏域において、総合的な相談支援や相談支援事業従事者に対する助言・指導に加え、関係機関との連携による地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。

	項目	数値	考え方
①	基幹相談支援センターの設置市町村数	市町村又は圏域ごとに1箇所	令和8年度（2026年度）末までに基幹相談支援センターを設置した市町村の数

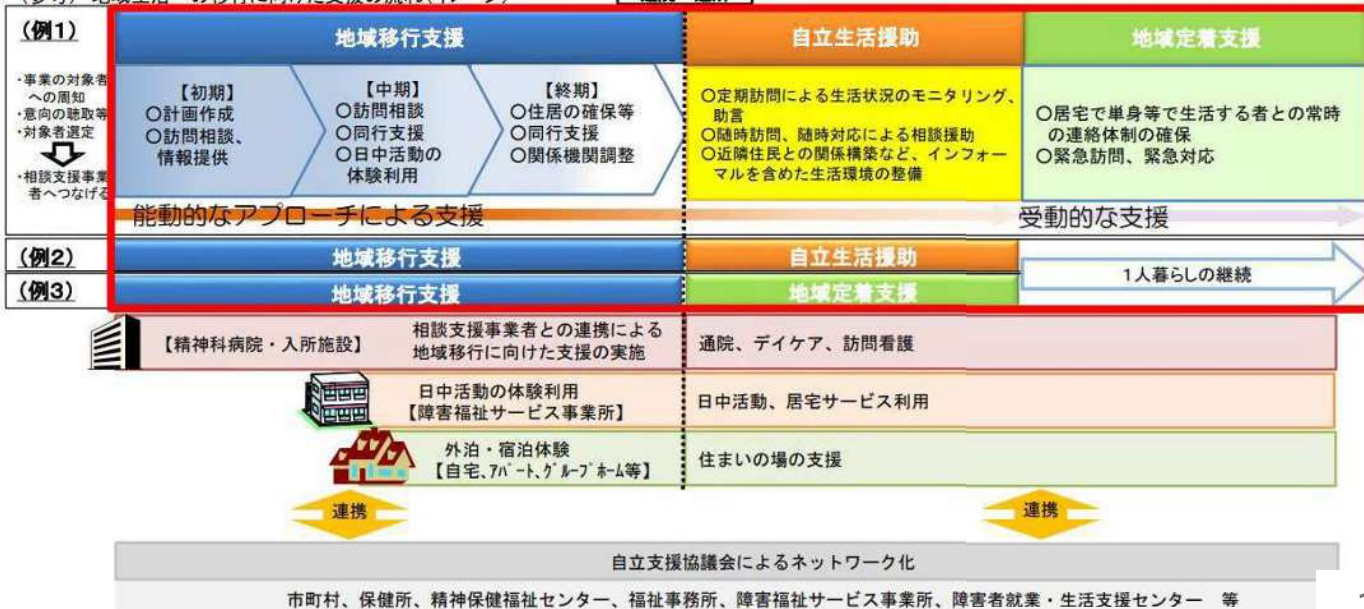
障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所



地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

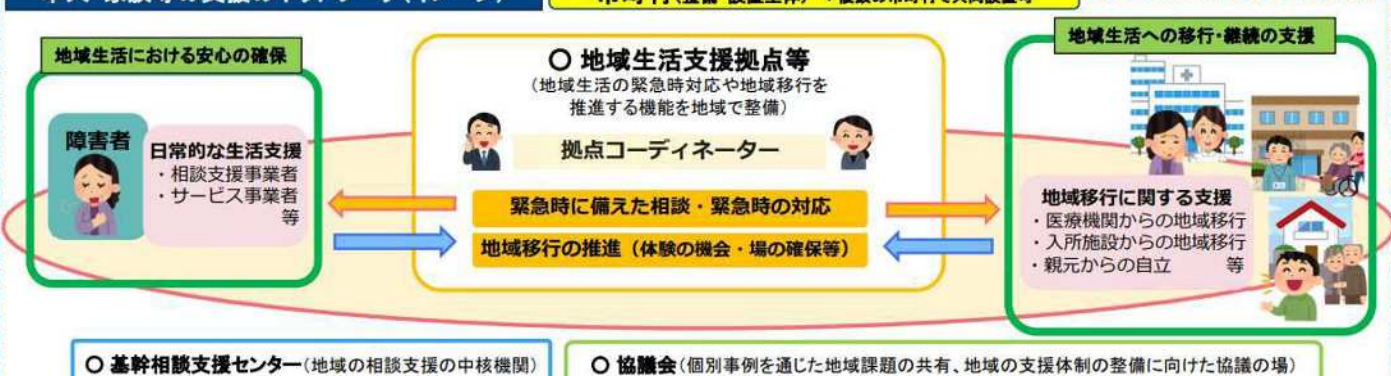
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

21

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

【令和6年度新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

*拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

（2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（3）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（都道府県で実施する研修等の活用も含む）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

22

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援、直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

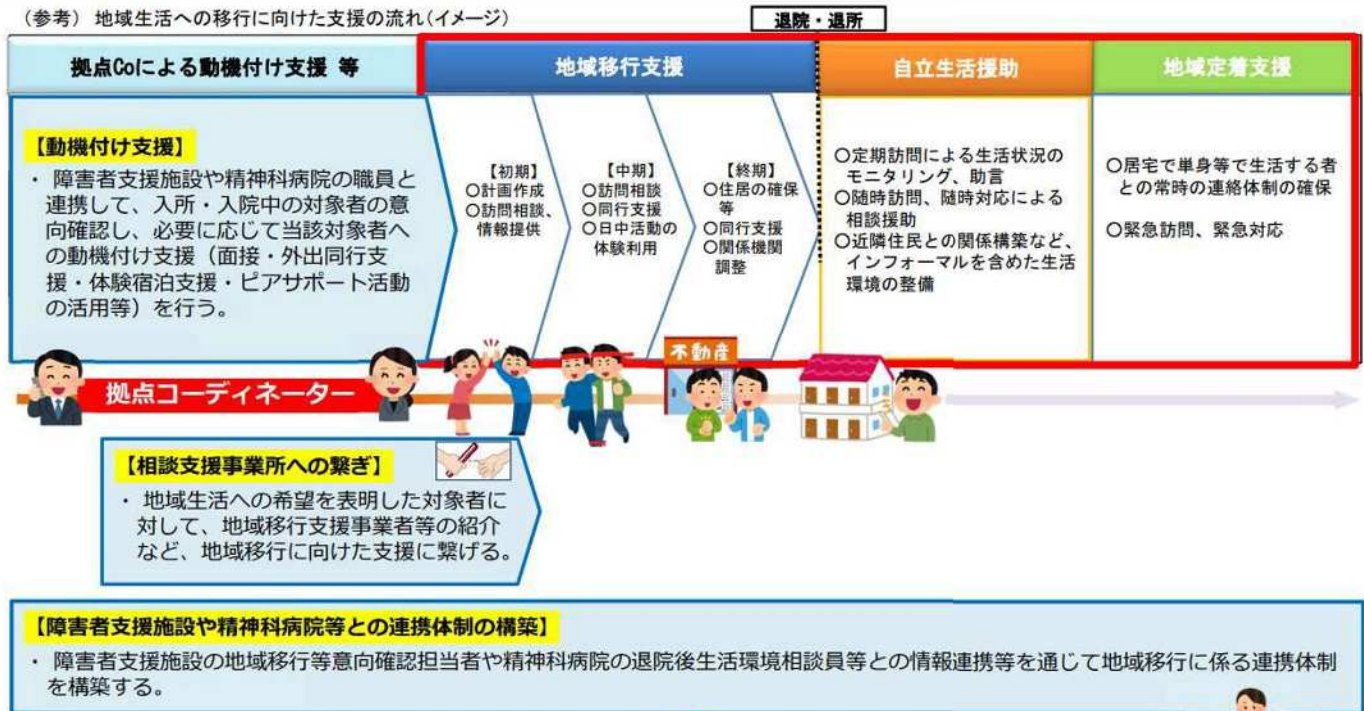
④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

23

地域移行に係る拠点コーディネーターの役割(例)

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



連携

（自立支援）協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場 等

地域生活支援拠点等機能強化加算について

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位/月）

① 「計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談
支援

障害児
相談支援

地域移行
支援

地域定着
支援

自立生活
援助

・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を確保している

* 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「拠点機能強化サービス」とする。

② 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。」

拠点機能強化
サービス



拠点コーディネーターが
常勤専従で配置されている



市町村が地域生活支援拠点等
として位置づけている

* 上記3点の要件を満たしている事業所を「拠点機能強化事業所」と称する。

* 拠点機能強化事業所は、「地域生活支援拠点等機能強化加算」を算定することができる。

③ 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。」

「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



拠点コーディネーターを1名配置 … 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。



拠点コーディネーターを2名配置 … 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

* 地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの person 費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネーター機能にも活用できる。

25

熊本県内の地域生活支援拠点等の整備状況（R7.7.1時点） 1 / 2

国の公表資料を
一部改編

市町村名	地域生活支援拠点等の整備		拠点コーディネーターの配置状況			
	整備済	複数の市町村で設置する 共同整備の状況	配置の有無	拠点コーディネーターの配置に要する人件費等及び配置人数（人）		
				障害福祉サービス等報酬 「地域生活支援拠点等機能強化加算」 の活用による配置	地域生活支援事業 「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業」 の活用による配置	その他の事業の活用や 自治体独自の配置等
熊本市	○	-	○			9
荒尾市	○	有明圏域	-			
玉名市	○	有明圏域	-			
玉東町	○	有明圏域	-			
南関町	○	有明圏域	-			
長洲町	○	有明圏域	-			
和水町	○	有明圏域	-			
山鹿市	○	-	○	1		
菊池市	○	-	○			1
合志市	○	-	-			
大津町	○	-	-			
菊陽町	○	-	○			1
阿蘇市	○	阿蘇圏域	-			
南小国町	○	阿蘇圏域	-			
小国町	○	阿蘇圏域	-			
産山村	○	阿蘇圏域	-			
高森町	○	阿蘇圏域	-			
西原村	○	阿蘇圏域	-			
南阿蘇村	○	阿蘇圏域	-			
宇土市	○	-	○			(1)
宇城市	○	-	○			(1)
美里町	○	-	○			(1)

圏域で
1名配置

26

市町村名	地域生活支援拠点等の整備		拠点コーディネーターの配置状況			
	整備済	複数の市町村で設置する 共同整備の状況	配置の有無	拠点コーディネーターの配置に要する人件費等及び配置人数（人）		
				障害福祉サービス等報酬 「地域生活支援拠点等機能強化加算」 の活用による配置	地域生活支援事業 「地域生活支援拠点等・ ネットワーク運営推進事業」 の活用による配置	その他の事業の活用や 自治体独自の配置等
御船町	○	上益城圏域	-			
嘉島町	○	上益城圏域	-			
益城町	○	上益城圏域	-			
甲佐町	○	上益城圏域	-			
山都町	○	上益城圏域	-			
八代市	○	八代圏域	-			
氷川町	○	八代圏域	-			
水俣市	○	水俣芦北圏域	-			
芦北町	○	水俣芦北圏域	-			
津奈木町	○	水俣芦北圏域	-			
人吉市	○	人吉球磨圏域	-			
錦町	○	人吉球磨圏域	-			
多良木町	○	人吉球磨圏域	-			
湯前町	○	人吉球磨圏域	-			
水上村	○	人吉球磨圏域	-			
相良村	○	人吉球磨圏域	-			
五木村	○	人吉球磨圏域	-			
山江村	○	人吉球磨圏域	-			
球磨村	○	人吉球磨圏域	-			
あさぎり町	○	人吉球磨圏域	-			
上天草市	○	-	-			
天草市	○	-	○			4
苓北町	○	-	-			

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）

1 事業の目的

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。
また、障害福祉計画の国の基本指針（告示）により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、**地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化**に対応するため、必要な事業を実施する。
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。

2 事業の概要

- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - ・ 専門的人材の確保・育成
 - ・ 協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバック
 - ・ 支援ネットワークの構築 等
- ※ 地域生活支援拠点等において情報連携等の業務を担うコーディネーターの配置等に要する経費について、障害福祉サービス等報酬の算定要件を満たすまでの間は、本事業による補助を可能とする（令和6年度）。
- 地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

- ・実施主体：市町村
- ・補助率：国：1/2以内 都道府県：1/4、市町村：1/4

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

- 市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

主な手順

- (1) 市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続き
 - (ア) **市町村と事業所等で事前協議**
 - (イ) 事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）
 - (ウ) **市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**
 - (エ) その他市町村が必要とする手続き等
- (2) 事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き
 - (オ) 運営規程の変更
 - (カ) 事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出（運営規程変更と**市町村の通知**を添付等）
 - (キ) その他都道府県等の事業所指定権者が必要とする手続き



29

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村と事業所等との事前協議

(1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・ 整備状況の公表に係る周知方法等

さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

- ・ 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・ 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数目安及び拠点コーディネーターの人員費等の負担割合等
- ・ 連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

- ・ 拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）

についても事前協議を行うこと。

* 一覧表のようなリストでの周知方法や地図上で協力事業所の分布状況を共有する等、市町村の工夫で取り組む。



<主な手順>

市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続きとしては、上記の事前協議を経て、事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）、**市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**等、**事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き**（運営規程の変更、事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出）を行う。

30

地域移行・自立生活援助・地域定着の活用状況

＜指定事業所(実数)と算定事業所(実数)＞

地域移行支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,434	647	14.59%

* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域移行支援事業所は4,434事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも地域移行支援の利用者が存在した事業所の実数は、647事業所である。

地域定着支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,283	636	14.85%

* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域定着支援事業所は4,283事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも地域定着支援の利用者が存在した事業所の実数は、636事業所である。

自立生活援助			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	570	352	61.75%

* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた自立生活援助事業所は570事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも自立生活援助の利用者が存在した事業所の実数は、352事業所である。

* 任意集計管理ポータル調

31

	地域移行支援			地域定着支援			自立生活援助			参考資料
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	
合計	4,434	647	14.59%	4,283	636	14.85%	570	352	61.75%	
北海道	257	24	9.34%	255	29	11.37%	31	19	61.29%	
青森県	79	12	15.19%	79	8	10.13%	3	2	66.67%	
岩手県	54	4	7.41%	54	2	3.70%	11	10	90.91%	
宮城県	61	4	6.56%	63	6	9.52%	4	2	50.00%	
秋田県	59	1	1.69%	59	7	11.86%	2	1	50.00%	
山形県	43	5	11.63%	39	7	17.95%	2	2	100.00%	
福島県	48	3	6.25%	43	3	6.98%	5	4	80.00%	
茨城県	58	3	5.17%	56	4	7.14%	4	3	75.00%	
栃木県	67	6	8.96%	67	5	7.46%	5	0	0.00%	
群馬県	50	3	6.00%	47	6	12.77%	6	2	33.33%	
埼玉県	124	24	19.35%	120	20	16.67%	30	17	56.67%	
千葉県	167	35	20.96%	161	25	15.53%	34	19	55.88%	
東京都	241	71	29.46%	211	50	23.70%	85	57	67.06%	
神奈川県	220	26	11.82%	179	14	7.82%	59	33	55.93%	
新潟県	80	13	16.25%	80	17	21.25%	11	7	63.64%	
富山県	42	5	11.90%	40	11	27.50%	3	2	66.67%	
石川県	72	14	19.44%	72	16	22.22%	11	4	36.36%	
福井県	26	1	3.85%	23	4	17.39%	1	1	100.00%	
山梨県	31	8	25.81%	29	7	24.14%	10	7	70.00%	
長野県	80	18	22.50%	81	24	29.63%	18	13	72.22%	
岐阜県	35	3	8.57%	35	1	2.86%	1	1	100.00%	
静岡県	73	16	21.92%	67	17	25.37%	10	6	60.00%	
愛知県	293	92	31.40%	293	32	10.92%	17	14	82.35%	
三重県	25	6	24.00%	22	3	13.64%	3	1	33.33%	

32

	地域移行支援			地域定着支援			自立生活援助		
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合
滋賀県	25	5	20.00%	25	3	12.00%	8	3	37.50%
京都府	101	7	6.93%	102	10	9.80%	4	3	75.00%
大阪府	591	46	7.78%	586	113	19.28%	38	19	50.00%
兵庫県	180	38	21.11%	173	30	17.34%	26	18	69.23%
奈良県	106	4	3.77%	101	1	0.99%	2	2	100.00%
和歌山県	52	11	21.15%	52	11	21.15%	7	5	71.43%
鳥取県	18	6	33.33%	17	2	11.76%	5	5	100.00%
島根県	62	6	9.68%	60	24	40.00%	8	4	50.00%
岡山県	90	19	21.11%	90	31	34.44%	10	7	70.00%
広島県	119	4	3.36%	116	14	12.07%	4	4	100.00%
山口県	48	2	4.17%	45	4	8.89%	3	2	66.67%
徳島県	33	5	15.15%	32	3	9.38%	4	2	50.00%
香川県	33	2	6.06%	33	0	0.00%	2	0	0.00%
愛媛県	58	11	18.97%	58	9	15.52%	4	3	75.00%
高知県	44	4	9.09%	44	2	4.55%	2	2	100.00%
福岡県	178	24	13.48%	171	16	9.36%	23	13	56.52%
佐賀県	16	6	37.50%	16	2	12.50%	3	2	66.67%
長崎県	58	6	10.34%	55	7	12.73%	6	3	50.00%
熊本県	67	9	13.43%	65	3	4.62%	6	3	50.00%
大分県	67	10	14.93%	67	13	19.40%	13	8	61.54%
宮崎県	78	9	11.54%	78	13	16.67%	10	7	70.00%
鹿児島県	68	12	17.65%	67	7	10.45%	9	7	77.78%
沖縄県	57	4	7.02%	55	0	0.00%	7	3	42.86%

33

自立生活援助の充実(人員基準の緩和・対象者の明確化・柔軟な報酬体系)

令和7年度熊本県集団指導資料

サービスの概要

自立生活援助は、「居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。」



障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について

(令和6年6月5日付け厚労省通知: 抜粋)

自立生活援助については、単身の障害者に限らず障害者同士が結婚する場合や子育てを行っている場合等も支援の対象であり、積極的な活用について検討すること。なお、標準利用期間は1年間であるが、障害者の子育て中の世帯等であって、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能である。

34

自立生活援助の充実(人員基準の緩和・対象者の明確化・柔軟な報酬体系)

人員基準の緩和

自立生活援助

留意事項

○サービス管理責任者30:1以上、地域生活支援員1以上(25:1が標準)

(サービス管理責任者)

○令和6年度報酬改定による自立生活援助の人員配置要件の緩和
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)と自立生活援助事業所を一体的に運営している場合にあつては、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)に配置された相談支援専門員を配置された、自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができる。(兼務可)

(地域生活支援員)

○サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務可

※基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定

(他の事業所との兼務)

○計画相談支援事業所、他の併設する障害福祉サービス等事業所の管理者又はサービス管理者との兼務可(支援に支障がない範囲、常勤換算数が求められる職種については、自立生活援助事業所の業務として従事した時間は算入できない。)

35

自立生活援助の充実(人員基準の緩和・対象者の明確化・柔軟な報酬体系)

対象者の明確化

自立生活援助

留意事項

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い対象者が明確化されました。

【対象者】

①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者

②現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)

③障がい、疾病等の家族と同居しており(障がい者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

④同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障がい等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

(※の例)

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰り返し等)
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

36

自立生活援助の充実(人員基準の緩和・対象者の明確化・柔軟な報酬体系)

柔軟な報酬体系

自立生活援助

- ・効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

【R6年度新設】

自立生活援助サービス費(Ⅲ)

＜留意点＞

- ・利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ月に1日以上行った場合に自立生活援助サービス費(Ⅲ)を算定する。
- ・居宅への訪問による支援が1月に1日以上行われなかった場合は、テレビ電話装置等による支援の回数に関わらず算定できない。
- ・自立生活援助サービス費(Ⅲ)の支給決定を受けている利用者については、月に2回以上訪問による支援を行った場合でも、自立生活援助サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)は算定できない。

37

目次

- 01 障害者総合支援法の改正概要について
- 02 基幹相談支援センターによる相談支援体制の整備及び強化について
- 03 地域生活支援拠点等による地域移行の推進及び地域生活の継続支援について
- 04 (自立支援)協議会による地域課題の抽出及び支援体制整備について
- 05 次期障害福祉計画等の基本指針について
- 06 参考資料

38

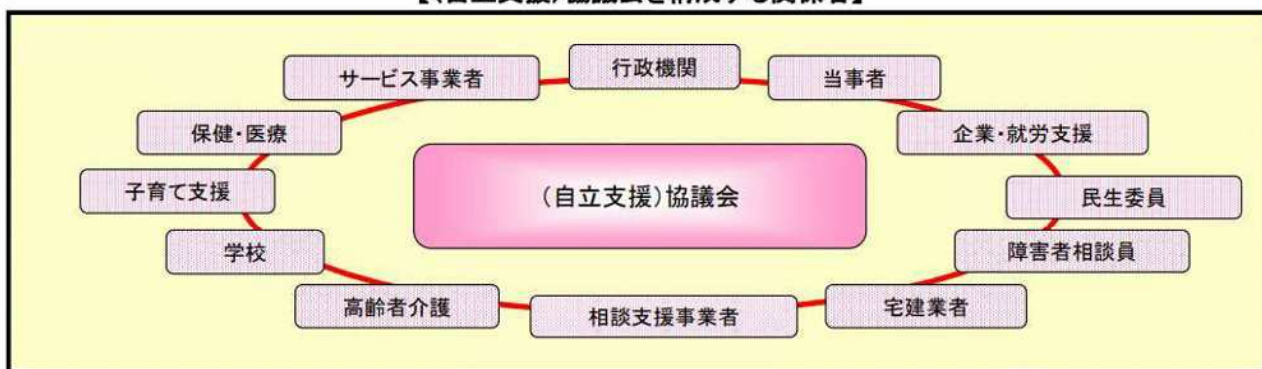
(自立支援) 協議会について

出典：令和6年度厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業
全国ブロック会議資料

- 当初は障害者自立支援法（平成18年施行）施行規則第65条の10に規定（地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場）

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、（自立支援）協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行（25年4月）により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



39

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

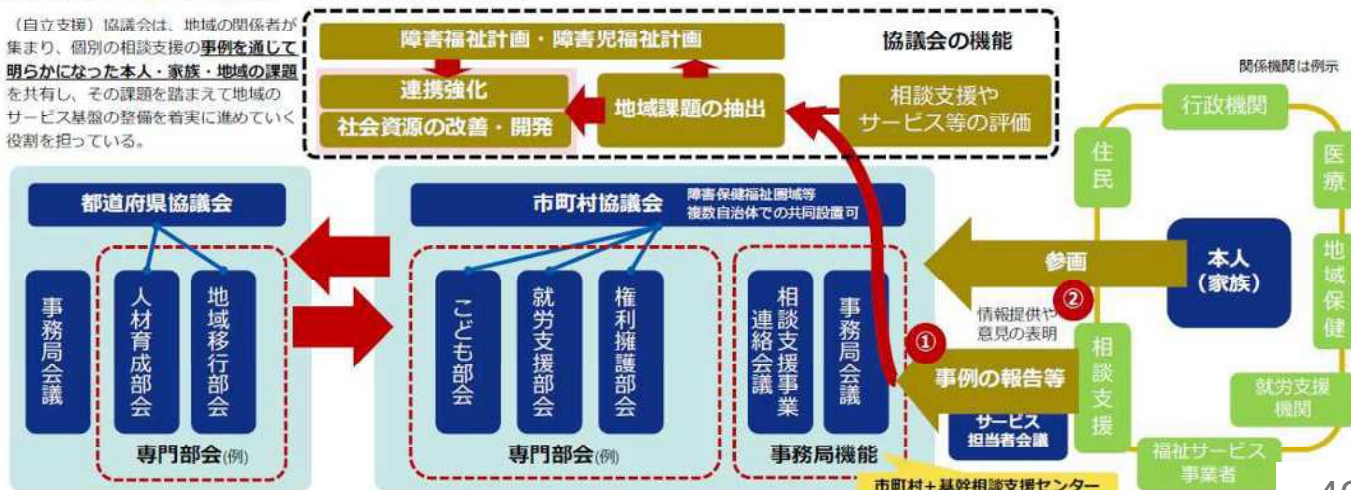
(自立支援) 協議会の役割・機能 (障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「**個から地域へ**」の取組が重要。(第2項改正)
 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
 地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第31項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
 * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援) 協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通して明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



40

(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。(共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(法第89条の3第2項) **新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(法第89条の3第3項・4項) **新**
- 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。(法第89条の3第5項) **新** (自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン(改定版) 発出予定
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。(法第89条の3第5項) **新**

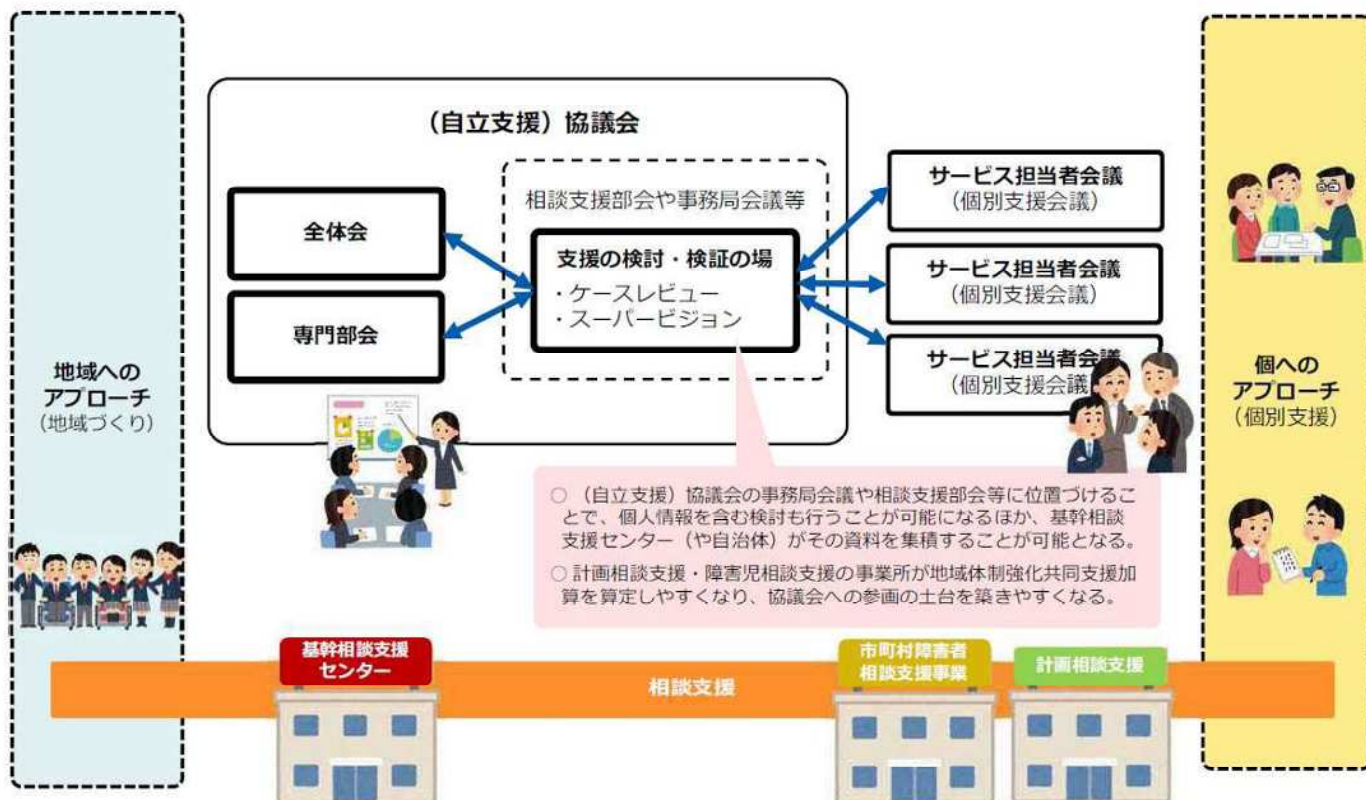
(自立支援) 協議会の現状等について

- 設置状況 (R6.4月時点)
 - 市町村: 1,689自治体(設置率約97%)
 - ※協議会数: 1,212箇所
 - 都道府県: 47自治体(設置率100%)
- ※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画
- 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等



地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり (イメージ)

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。

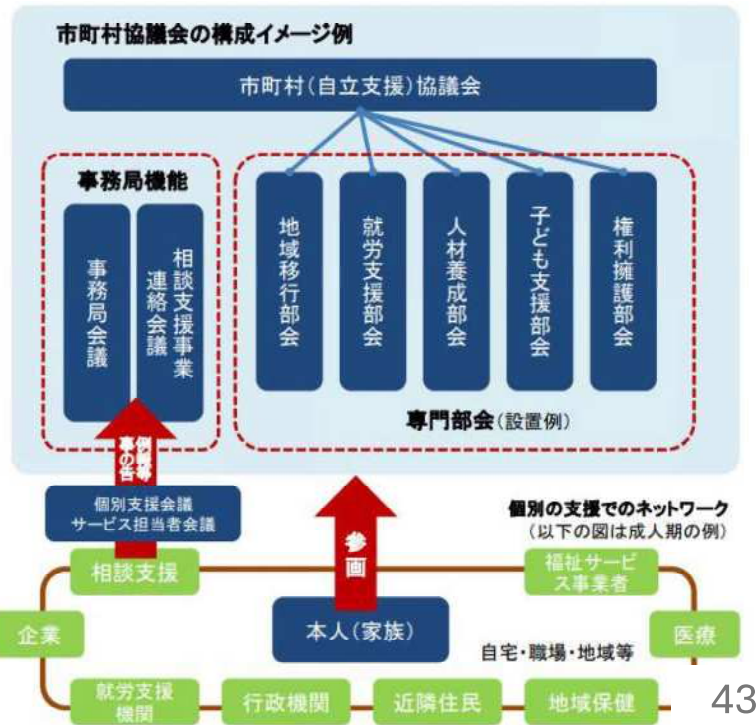


市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域課題の抽出、把握及び共有
- ③ 地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要に応じた助言等
- ⑦ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携等



43

市町村協議会の主な機能と留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」(令和6年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号)

- 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

見直し前	現行
<p>4 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言 専門部会等の設置、運営等 	<p>4 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 地域における障害者等への支援体制等に関する課題(以下、地域課題という)の抽出、把握や共有 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有 地域における関係機関の連携強化 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等 都道府県協議会との連携等
<p>5 留意点(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。 個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等(例：相談支援部会、協議会運営会議等)を設置し、定期的に開催すること。 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価(障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること) 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 	

都道府県協議会の主な機能

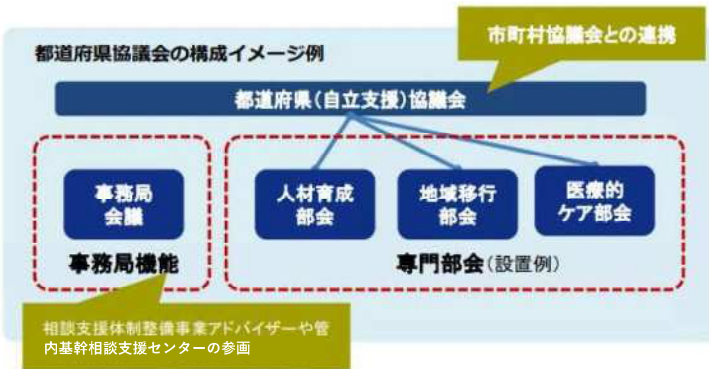
都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

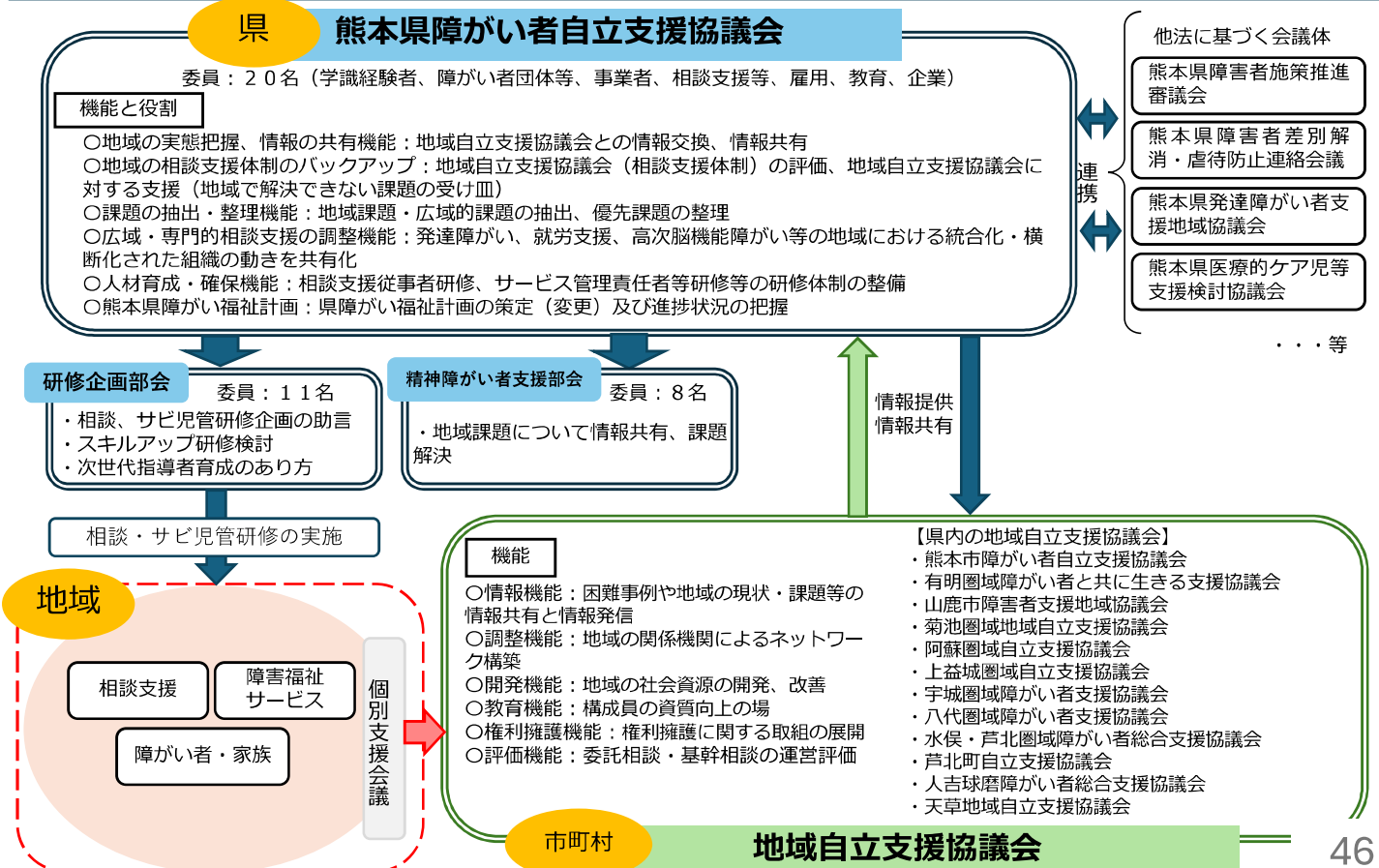
- ① 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ② 都道府県内における相談支援体制の整備状況、課題及びニーズ等の把握
- ③ 都道府県内における関係機関の連携強化
- ④ 都道府県内における広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ⑤ 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議

留意点

- (1) 都道府県協議会は、市町村協議会との効果的な連携に努めるとともに、広域的で解決すべき課題等を共有し、その課題を踏まえて支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
 - ・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
 - ・市町村協議会の効果的な連携に努め、市町村協議会から報告のあった課題等に留意して各種取組を実施すること。
 - ・都道府県の担当部署と都道府県相談支援体制整備事業に従事する者や管内の基幹相談支援センターの代表者が密接に連携しながら事務局運営を行うこと。
- (2) 都道府県の広域的な相談支援体制及び管内市町村の相談支援体制の強化を図るため、以下の取組を実施すること。
 - ・都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容、研修講師の養成等についての協議（市町村等の地域で実施されるOJTとの有機的な連携等を含む）
 - ・都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援の内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
 - ・管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言
 - ・相談支援に係る広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた協議（離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための体制等についての協議を含む。）
- (3) 都道府県の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
 - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議



熊本県障がい者自立支援協議会の体制



目次

- 01 障害者総合支援法の改正概要について
- 02 基幹相談支援センターによる相談支援体制の整備及び強化について
- 03 地域生活支援拠点等による地域移行の推進及び地域生活の継続支援について
- 04 (自立支援)協議会による地域課題の抽出及び支援体制整備について
- 05 次期障害福祉計画等の基本指針について
- 06 参考資料

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

第8期障がい・第4期障がい児福祉計画

出典：障害福祉計画等に係る市町村説明会（R8.5.22）資料

5 地域生活支援の充実

国基本指針



○次期目標設定に向けた検討

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備をさらに進めることが必要。

また、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要。

成果目標

- ① 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ② 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

49

第8期障がい・第4期障がい児福祉計画

出典：障害福祉計画等に係る市町村説明会（R8.5.22）資料

5 地域生活支援の充実

県計画

未定稿

成果目標

- ① 各市町村（圏域含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ② 強度行動障がいの状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

○検証及び検討回数、コーディネーターの配置人数の年間見込み数

→ 各市町村の見込みを勘案し、県全体で1つの目標設定

項目	数値
地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	● 回
コーディネーターの配置人数の見込み数	● 人

50

第8期障がい・第4期障がい児福祉計画

出典：障害福祉計画等に係る市町村説明会（R8.5.22）資料

6 相談支援体制の充実・強化等

国基本指針



○次期目標設定に向けた検討

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び（自立支援）協議会は、相互に連携しながら地域における生活支援体制を確保することが期待される。

また、（自立支援）協議会においては、地域の障がい者の個別事例等を通じて明らかになった地域課題の解決に向けて取り組むことが重要である。

セルフプランは、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきである。

成果目標

- ① 全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会を設置・整備した上で連携した体制を整備。基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
- ② 都道府県及び市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

51

第8期障がい・第4期障がい児福祉計画

出典：障害福祉計画等に係る市町村説明会（R8.5.22）資料

6 相談支援体制の充実・強化等

県計画

未定稿

成果目標

- ① 県内全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び自立支援協議会を設置・整備し、これらが連携する体制を構築する。あわせて、基幹相談支援センターが自立支援協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制整備に継続的に取り組む体制を確保する。
- ② 県及び県内市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化を図ることにより、令和11年度末までに「のぞまないセルフプラン」の件数をゼロにする。

県の活動指標	市町村の活動指標
・アドバイザーの配置の有無	・基幹相談支援センターの設置の有無（未設置の場合）
	・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
・市町村に対して実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数	・基幹相談支援センターの人材育成等に参加する相談支援事業所の、管内全ての相談支援事業所に占める割合
	・基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無
	・協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数
	・個別事例から抽出された地域課題を踏まえ、支援体制の整備等について、協議会の議題とした数

52

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件に関する意見募集の結果について（令和8年3月31日）

＜意見＞

令和11年度末までに基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会を設置・整備の上で、これらを連携させることを成果目標の基本とされているが、連携とは具体的にどのような体制をイメージされているのか。基本指針案の基幹・拠点・協議会のそれぞれに関する記載箇所を見れば、相互連携のイメージが理解できるが、成果目標の部分でも記載いただきたい。

＜回答＞

障害者等の希望する地域生活を実現するためには、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等での支援を踏まえ、個別事例等を通じて明らかになった地域課題を協議会にて共有し、地域における障害者等の支援体制の整備につなげていくプロセスが必要であると考えており、3つの「連携」はこうした取組をイメージしています。

厚生労働省で実施している障害者地域生活支援体制整備事業において、具体的な連携方法等について紹介しているので、必要に応じてご参照ください。

ご指摘の目標設定の可否については、これらの取組の状況を見ながら、今後、検討していきたいと考えております。

＜厚生労働省HP＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/chikiseikatsu_shientaisei_seibi.html

目次

- 01 障害者総合支援法の改正概要について
- 02 基幹相談支援センターによる相談支援体制の整備及び強化について
- 03 地域生活支援拠点等による地域移行の推進及び地域生活の継続支援について
- 04 （自立支援）協議会による地域課題の抽出及び支援体制整備について
- 05 次期障害福祉計画等の基本指針について
- 06 参考資料

目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

業務内容

都道府県



- 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

- (ア) 地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術的指導
- (ウ) 協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等
(地域における専門的システムの構築等の支援や地域の社会資源(インフォーマルなものを含む。)の点検、開発に関する援助等を含む)
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等
(基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための支援を含む)
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催
- (カ) 都道府県が設置する協議会(以下、「都道府県協議会」という。)の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施
(例: 都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務)



広域・複数圏域にまたがる体制整備等



留意事項

- (ア) 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- (イ) 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
(アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業)

令和7年度当初予算 地域生活支援費等事業費補助金(地域生活支援促進事業) 32百万円(32百万円) ※()内は前年度予算額

1 事業の目的

※令和7年度は、福島県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、高知県、熊本県、沖縄県が本事業を活用予定

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は6割程度にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

令和7年度は、本事業を活用してアドバイザー等による市町村訪問・意見交換を実施。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定(各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度)



3 実施主体等

- ◆ 実施主体: 都道府県 ◆ 補助率: 国1/2、都道府県1/2

障害者地域生活支援体制整備事業（厚生労働省の説明動画もあります）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/chiikiseikatsu_shientaisei_seibi.html

相談支援業務に関する手引き・相談支援のQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/soudan_shien.html

地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び手引き・地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

（自立支援）協議会の設置運営ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/kyougikai.html

基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き

<https://www.ww100006-hp.normanet.ne.jp/kikan-center.html>

法定研修とOJTが連動した相談支援専門員養成体制構築のためのハンドブック

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/3_%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF.pdf

令和7年度 相談支援従事者指導者養成研修資料

https://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2025/soudan/soudan_siryou.html

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766884.pdf>

障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）（セルフプラン率等の公表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51943.html